

諫早市立図書館資料除籍基準

1 目的

この基準は、諫早市立図書館が所蔵する資料を、常に新鮮で有効な状態に保ち、市民の幅広い要求に応え得る蔵書を構成するために、図書館資料の除籍に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 方針

- (1) 事象の変化等により資料的価値が著しく減少した資料を除籍することにより、利用者の利便性と書架の有効活用を図り、常に質の高い新鮮な蔵書構成の維持に努める。
- (2) 長期間にわたり所在が確認できない資料を除籍することにより、現存する資料を正確に把握するとともに、必要な資料の補充を行い適正な資料構成の維持に努める。
- (3) 除籍にあたっては、思想的、宗教的、党派的立場にとらわれ特定の資料を不当に排除してはならない。

3 除籍対象資料

- (1) 亡失・不明資料
 - ア 利用者が紛失した資料
 - イ 蔵書点検等で所在不明が確認され、その後3年以上経過した資料
 - ウ 天災又は不可抗力で亡失した資料
 - エ 貸出中の資料で、督促等の努力にもかかわらず返却期限日から5年経過し、回収の見込みがない資料
- (2) 破損資料
汚損・破損がはなはだしく、修理不可能な資料
- (3) 不用資料
 - ア 利用頻度の低下したもので複数所蔵する資料
 - イ 時間の経過により内容が古くなり価値が減じた資料
 - ウ 新版・改訂版又は同種資料を購入したため不用となった資料
- (4) その他
 - ア 合冊したため数量が更生された資料
 - イ 県立図書館をはじめ、他の施設等に移管する資料
 - ウ 館長が除籍を必要と認めた資料

4 除籍対象外資料

- (1) 地域・行政資料のうち、複本がないもの
- (2) 古典・名著・基本図書と評価される資料
- (3) 類書がない、または極端に少ない分野の資料
- (4) 品切れ、絶版、その他の事情により、再び収集することが困難でかつ有用な資料
- (5) 長崎新聞、県内公共図書館保存担当新聞および雑誌

- (6) 郷土史料室資料
- (7) 野呂文庫
- (8) 市川森一シナリオルーム資料